

会議報告



国際監査・保証基準審議会(IAASB)会議報告 (2025年6月会議)

日本公認会計士協会
テクニカルディレクター

か い さ ち こ
甲斐 幸子

国際監査・保証基準審議会(The International Auditing and Assurance Standards Board:IAASB)のボード会議が、2025年6月16日から18日までニューヨークにて対面で開催され、ボードメンバー全員が参加した。

日本からは、大野美希子氏(ボードメンバー)及び日本公認会計士協会より甲斐幸子(テクニカルアドバイザー)が参加した。以下、会議の概要を報告する。

【今回の会議で決定・確認した主な事項】

テーマ	ステータス	決定・確認事項、今後の予定
1. 上場企業(Listed Entity ¹)及び社会的影響度の高い事業体(Public Interest Entity: PIE)	基準の最終化承認及び今後のアクションの検討	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトのトラック2²に関して、ISA³等の狭い範囲での基準改訂が全会一致で承認された。 PIEの定義に関する今後のアクションの検討が行われた。 最終版の基準は、公益監視委員会(Public Interest Oversight Board: PIOB)によるデュープロセスの承認後、2025年9月に公表された。
2. 監査証拠及びリスク対応	公開草案に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトで扱う一部の論点の検討が行われた。 公開草案の承認を2026年3月に予定している。
3. 独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー(ISRE 2410 ⁴)	プロジェクト・プロポーザルの承認及び公開草案に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト・プロポーザルが全会一致で承認された。 プロジェクトで扱う論点の一部の検討が行われた。 公開草案の承認を2026年3月に予定している。

4. ISA500シリーズ	プロジェクト開始に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトで扱う論点の候補の検討が行われた。 2026年3月にプロジェクト・プロポーザルを承認予定である。
5. テクノロジーに関する品質マネジメント	プロジェクト開始に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> 今後の情報収集活動についての議論が行われた。 2025年12月に、今後のアクションについて検討が行われる予定である。

1 基準の最終化承認及び今後のアクションの検討ー上場企業及びPIE

IAASBは、2024年9月及び12月会議での審議の結果、本プロジェクトでは、IESBAが2021年12月に最終承認した改訂版IESBA Codeにおける上場企業の定義の採用(Listed EntityからPTEへの変更)のみを行い、PIEの定義の採用は扱わないことを決定した⁵。その後、2025年2月に、プロジェクトの範囲の変更の背景や今後の予定等を説明したコメント募集文書を公表し(コメント期限:2025年3月)、37通のコメントレターを受領した。今回の会議では、コメント募集文書に受領したコメントの概要が説明され、議論が行われた上で、基準改訂の最終承認審議が行われ、全会一致で承認された。また、PIEの定義の採用に関する今後のアクションに関して議論が行われた。

(1) 今後のアクション

コメント募集文書では、改訂版IESBA CodeにおけるPIEの定義のグローバルでの採用及び適用が十分に進んだ段階で、

IAASB基準においてPIEの定義を採用するかどうか再検討すること、また、今後、IAASBスタッフがIESBAスタッフと連携して情報収集活動等を進め、2026年後半に、次のステップの議論を行うことが提案されていた。加えて、IESBAは、PIEの定義に関する適用後レビューを2027年に開始予定であることが説明されていた。

上記の提案に対し、PIEの定義の採用は将来再検討するという方向性には多くの回答者から賛同があったが、IAASBとIESBAの連携が不十分であり、共同でのプロジェクト実施が必要との意見があった。また、次のステップの議論を行う時期は、IESBAによるPIEの定義に関する適用後レビュー後とすべきとの意見があった。

一方で、証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions:IOSCO)からは、IAASBの提案に反対であり、PIEトラック2プロジェクトの最終化後、IAASBは別プロジェクトとしてISA及びISQM⁶におけるPIEの定義の設定の検討を直ちに開始すべきこと、その際、改訂版IESBA CodeにおけるPIEの定義とのコンバージェンスに囚われるべきではない、とのコメントが提出された。

上記のコメントを踏まえ、プロジェクトチームから、IAASB及びIESBAスタッフの間で連携して共同アクションを行うことが提案され、関連して以下が説明された。

- 共同アクションは、IESBA CodeとISA及びISQMの間の相互運用性(interoperability)を維持し、定義や関連する主な概念の最大限のコンバージェンスを達成するため、以下の目的のもとに行う。
 - IESBA: 整合的な理解及び有効な適用が行われているか判断し、実務的な課題を識別し、識別された課題に対してどのようなアクションが必要か決定するため、適用後レビューを行う。
 - IAASB: 情報収集及びアウトリーチ活動を行い、グローバルベースラインとしてISA及びISQMにおいてPIEの定義を採用するかどうか、及びPTEの監査に適用となる要求事項の適用範囲をPIEの監査に拡大するかどうかに関する提案を策定する。
- 共同アクション実施のため、両ボードのスタッフ、メンバー及びテクニカルアドバイザーで構成される共同PIEプロジェクトチームを形成する。

また、IOSCOから上記のコメントが寄せられていることについては、IAASB議長から、様々な利害関係者から、IAASBはIESBAとより一層連携すべきとの強い意見を聞いているため、上

記のIESBAとの共同アクションの模索から開始することが適切であること、その結果、IESBAの定義がグローバルで整合的に適用されていないことが判明した場合には、IOSCOの提案どおり、ISA及びISQMにおける、PIEの定義の策定を検討するのが適切との説明があった。これに対して、多くのボードメンバーが賛成だった。

(2) 今後の予定

最終版の基準は、PIOBによるデュープロセスの承認後、2025年9月に公表された。また、基準の適用日は、2026年12月15日以降開始する事業年度からとされている。

2 公開草案に向けた検討－監査証拠及びリスク対応

IAASBは、規制当局を含めた利害関係者から、監査証拠とリスク対応について統合的に扱うプロジェクトが必要との意見を受けたことから、2024年12月会議において、ISA330⁷、ISA500⁸及びISA520⁹を改訂するプロジェクト・プロポーザルを承認し、プロジェクトを開始した。プロジェクトでは、従来から行っていた監査証拠プロジェクトで扱っていた論点に加え、内部統制及びテクノロジーに関連した論点が扱われている。今回の会議では、プロジェクトで扱う一部の論点について議論が行われた。

(1) 分析的手続

IAASBは、利害関係者から、分析的実証手続の適切な立案及び利用に実務上の課題があるとの指摘を聞いていた。今回の会議で、プロジェクトチームから、関連して主に以下が提案された。

- 以下のとおり、分析的実証手続の定義を新設するとともに、分析的手続の定義を修正し、ISA520に含める。

分析的実証手続－虚偽表示が存在するか決定するため、財務又は非財務情報の間に存在すると推定及び予測(plausible and predictable)される関係に基づき、監査人が十分に正確な推定値を設定し、当該推定値を、計上された金額又は計上された金額から派生する金額と比較することを伴う実証手続をいう。(筆者注:新設の定義)

分析的手続－財務及び非財務情報データの間に存在すると推定される関係を分析・検討することによって、財務情報を評価することを伴う監査手続をいう。分析的手続には、他の関連情報と矛盾する、又は監査人の推定値と大きく乖離する変動や関係の必要な調査も含まれる。(筆者注:現行の定義からの修正)

- 分析的実証手続に関する要求事項を変更し、計上された金額と監査人の推定値との差異に対して、追加的な調査を行わ

なくとも監査上許容できる差異の金額は、手続実施上の重要性以下とすることを求める。

上記の提案に対して、分析的実証手続の定義が「虚偽表示が存在するか決定するため……」と記載されていることについて、実証手続の目的は、重要な虚偽表示が存在するか決定することであるため、分析的実証手続の定義もそれと整合させるべきとのコメントが複数のボードメンバーからあった。また、計上された金額と推定値との許容可能な差異に関しては、一部のボードメンバーから、分析的実証手続は、他の手続と組み合わせて行われることも多いため、常に手続実施上の重要性以下であることを求めるのは過度であるとのコメントがあった。一方で、他の一部のボードメンバーからは、実証手続は重要な虚偽表示の識別のために行われるため、許容可能な差異は手続実施上の重要性以下であるべきとのコメントがあった。

(2) 過年度の監査で入手した監査証拠の利用

現在のISA330第13項及び14項では、過年度の監査で入手した内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠を利用する場合、過年度の監査から引き継ぐ監査証拠の適合性等を確認するための手続を行い、適合性に影響する変更がなければ、運用評価手続の実施のインターバルを最大3年とすることが認められている。この点、利害関係者から、ISA315(2019年改訂)¹⁰において、企業の内部統制システムの理解が毎年求められているため、過年度の監査で入手した監査証拠の利用に関する規定の適切性を再検討すべきとの指摘がある。今回の会議で、プロジェクトチームから以下の4つのオプションが提示され、ボードメンバーの意見が聞かれた。

(オプション1)：現行のISA330第13項及び14項を維持する。

(オプション2)：現行のISA330第13項及び14項を変更し、インターバルは自動化された内部統制に対する運用評価手続の実施にのみ認める。

(オプション3)：現行のISA330第13項及び14項を削除し、適用指針において、監査人は、適切な場合、運用評価手続の実施にインターバルを適用する場合があることを説明する。

(オプション4)：現行のISA330第13項及び14項を、過年度の監査で入手した内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠を利用する場合のプリンシブル・ベースの要求事項に変更し、適切なインターバル期間の決定は、監査人の判断とする。

上記の提案に対し、ボードメンバーの意見は割れており、オプション1又は2を支持する意見が若干多い状況だった。

(3) 記録や証憑書類の真正性(authenticity)

ISA200¹¹ A24項(職業的懷疑心の保持に関する要求事項の適用指針)において、以下のとおり記載されている。

監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。しかしながら、監査人は、監査証拠として利用する情報の信頼性を検討することが要求される。ISAは、情報の信頼性に疑義がある、又は不正の可能性の兆候がある場合(例えば、監査の過程で把握した状況により、ある記録や証憑書類が真正でないと疑われる場合、又は偽造されていると疑われる場合)、監査人に対し、更に調査を実施し、問題事項を解消するため監査手続に修正又は追加が必要であるか否かを決定することを要求している。

一方で、2024年3月ボード会議に提示されたISA500(改訂)の草案(以下「ISA500(改訂)の草案」という。)¹²及び2025年3月に最終化されたISA240(改訂)¹³では、以下が行われている。

(ISA500(改訂)の草案)

- 監査証拠として利用することを予定する情報の適合性と信頼性の評価が要求され、その際、監査手続が想定する目的を満たすために重要となる情報の適合性及び信頼性の属性(attribute)を検討することが要求されている(第9項)。加えて、関連する適用指針で、信頼性に関する属性の例として、正確性、網羅性、真正性、バイアス、情報源の信頼性が説明されている(A56項)。

(ISA240(改訂))

- 現行の第22項では、「監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。しかしながら、監査の過程で把握した状況により、ある記録や証憑書類が真正ではないと疑われる場合、又は文言が後から変更されているが監査人に開示されていないと疑われる場合には、更に調査しなければならない。」と記載されているが、下線部分が削除されている。

上記に関連して、モニタリング・グループを含めた一部の回答者から、ISA200 A24項の第一文「監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。」は、主に以下の理由から削除すべきとのコメントが寄せられ、監査証拠及びリスク対応プロジェクトで引き続き議論することになっていた。

- ISA200 A24項の第一文は、ISA500(改訂)の草案及び

ISA240(改訂)の内容と整合していない。

- 情報の電子化により不適切な改竄のリスクが増加する結果、記録や証憑書類の真正性に関する評価の重要性が増している。監査人は、監査証拠として利用することを予定する情報の適合性と信頼性の評価の際に、疑いを抱く理由がなければ情報は真正であると受け入れるのではなく、情報の真正性について検討することが求められるべきである。

当該論点に関連して、プロジェクトチームから、以下の分析と提案が示された。

- ISA500(改訂)の草案では、ISA200 A24項よりも記載が強化されている。
- ISA500(改訂)の草案及びISA240(改訂)において、監査人が記録や証憑書類の真正性を受け入れるためには、基準で求められる適切な手続を実施したことが条件となっており、疑いを抱く理由がないことのみが条件となっているわけではない。この点、想定される手続について追加のガイダンスを策定することが有益かもしれない。
- ISA200 A24項に対しては、過去の公開草案に対して回答者から様々な意見が寄せられているため、適合修正が必要かどうか、利害関係者に対して追加のアウトリーチを行ってはどうか。上記の分析と提案に対して、複数のボードメンバーから、以下のとおり、ISA200 A24項の第一文を単純に削除することには反対であり、本来の趣旨が明瞭になるように書き換える形で慎重に対応するべきとのコメントがあった。
 - 以下の理由から、ISA200 A24項の第一文は、ISA500(改訂)の草案及びISA240(改訂)の内容と本質的には不整合ではない。
 - ISA500(改訂)の草案では、監査証拠として利用することを予定する全ての情報に対して真正性の検討が求められているわけではない。
 - ISA240(改訂)第22項は、監査の過程で把握した状況により、ある記録や証憑書類が真正ではないと疑われる場合、又は文言が後から変更されているが監査人に開示されていないと疑われる場合にのみ適用となる条件付要求事項である。加えて、関連する適用指針において、監査人は、ISA500、ISA240(改訂)若しくはその他のISAに従って実施した監査手続、又は他の情報により、記録や証憑書類が真正でない又は文言が後から変更されていることに気付く場合があること、但し、記録や証憑書類が真正ではない又は後から変更されていると疑われる状況を識別するために特別に立案された手続を実施することは求められないことが説明さ

れている。

- 監査人に対して、全ての情報に関して真正性の検討を求めるのは現実的ではない。
- 本適用指針は、財務諸表監査の役割を説明する重要な文書であり、第一文を削除した場合、監査人の責任が財務諸表監査の範囲を超えて不正調査に拡大する懸念がある。
- 本論点は、監査人は、疑いを抱く理由がなければ全ての情報を真正として受け入れてよいのか、若しくは、情報は全て真正でないと疑うべきなのかの二択の問題ではない。監査人は、出発点としては中立的な立場であり、職業的懷疑心を保持し職業的専門家としての判断を適切に行使し、企業及び企業環境の理解等を踏まえて、情報の信頼性の評価において、真正性が検討すべき重要な属性であるか判断することが求められる。この点を明瞭にする必要がある。

一方で、PIOBオブザーバーから、上記の議論は、ISA500(改訂)の草案の内容から後退しているようにみえるとの指摘があった。これに対して、IAASB議長を含めた他のボードメンバーからは、議論が後退しているわけではなく、今後、ISA500(改訂)の草案やISA240(改訂)と整合的であることが明瞭になるように、ISA200 A24項の修正を検討することになるとの説明があった。

(4) 今後の予定

2026年3月に公開草案の承認を行い、2027年9月に基準の最終化承認が予定されている。

3 プロジェクト・プロポーザルの承認及び公開草案に向けた検討－独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー

ISRE2410は、2005年に公表された後、実質的な改訂が行われておらず、基準のアップデートが必要となっている。そこで、IAASBは、2023年12月会議において承認した「2024年から2027年の戦略及び作業計画」において、2025年から、ISRE2410の改訂プロジェクトを行うことを予定していた。

今回の会議では、プロジェクト・プロポーザルの承認審議が行われ、全会一致で承認された。加えて、プロジェクトで扱う一部の論点の議論が行われた。

(1) 期中レビュー報告書

現行のISRE2410には、IAASBが2015年に公表した監査報告関連基準の改訂が反映されておらず、監査報告書との整合性を確保するための改訂が必要となっている。一方で、IAASBは、監査報告関連基準の適用後レビュー（2021年9月に完了）等の過程で、利害関係者から、監査とレビューの目的及び範囲を

明確に区別するため、監査報告書とレビュー報告書の様式や内容は異なるべきであり、レビュー報告書の記載の拡充は限定的保証に対する誤った認識を生じさせる可能性があるとの意見を聞いている。今回の会議で、主に以下の議論が行われた。

① 「結論の根拠」区分

プロジェクトチームから、期中レビュー報告書の冒頭に、「結論」区分を設け、続けて「結論の根拠」区分を設けることが提案された。また、「結論の根拠」区分には、以下を記載することが提案された。

- ISRE2410(改訂)に準拠して実施された旨(現行のISRE2410第43項(g)と同様の記載)
- 監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、結論を表明することにある旨(現行のISRE2410第43項(f)と同様の記載)
- 以下を含めた、期中レビュー業務の内容及びその限界に関する説明
 - ISRE2410(改訂)に従った期中財務情報のレビュー業務は、限定的保証業務であること(ISRE2400(改訂)第86項(g)に基づく追加)
 - 期中レビュー業務は、主として財務及び会計に関する事項に責任を有する者に対する質問、分析的手続及び適切な場合におけるその他の期中レビュー手続の実施からなること(現行のISRE2410第43項(g)と同様の記載)
 - ISAに準拠して実施される監査に比べて、期中レビューで実施される手続の種類と時期には幅があり、手続の範囲が限定されること。したがって、監査人は、期中レビューにおいて、監査を実施していた場合には識別された可能性がある重要な事項の全てを識別するような保証を得ることができないため、期中財務情報に対する監査意見を表明しないこと(現行のISRE2410第43項(h)、ISRE2400(改訂)第86項(g)(iii)及びISSA5000第190項(d)(ii)aに基づく記載)
- 監査人は、職業倫理規程に従って企業から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨(ISA700(改訂)第28項(c)に基づく追加)
 - 当該記載においては、適用となる職業倫理規程の国名を記載するか、IESBA Codeに参照することが求められる。
 - 職業倫理規程において、特定の事業体の監査又はレビューに特有の独立性に関する規定が適用となる状況においては公に開示することが求められている場合、監査人は、

当該特定の事業体の監査又はレビューに適用となる独立性に関する規定に従って企業から独立している旨の記載が求められる。

- 監査人は、結論表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断した旨(ISSA5000第190項(d)(vi)に基づく追加)

加えて、上記の結果、「結論の根拠」区分において監査人の責任に関する説明が記載されることから、「監査人の責任」区分は設けないことが提案された。

上記の提案に対して、一名のボードメンバー(日本)からは、「監査人の責任」区分を設けないことにに関して、実務家からは、他の保証報告書と整合しないとの懸念を聞いているとのコメントがあつたものの、ボードメンバーから提案に反対のコメントはなかった。

② 「結論」区分

現行のISRE2410では、適正表示の枠組みに従って作成された完全な一組の財務諸表の場合、適正性に関する結論の表明が求められ、準拠性の枠組みに従って作成された期中財務情報及び適正表示の枠組みに従って作成された要約期中財務情報の場合、準拠性に関する結論の表明が求められている。この点、プロジェクトチームから、結論の記載は、適用される財務報告の枠組みによって決められるべきであることから、適正表示の枠組みに従って作成された期中財務情報の場合には適正性に関する結論の表明を求め、準拠性の枠組みに従って作成された期中財務情報の場合には準拠性に関する結論の表明を求めることが提案された。

上記の提案に対し、一部のボードメンバーから、IAS第34号¹⁴に従って作成される要約期中財務情報に対して、適正表示に関する要求事項が適用されるのかについては、国際財務報告基準の考え方を国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board: IASB)に確認する必要があるとのコメントがあつた。

(2) 今後の予定

2026年3月に公開草案の承認を行い、2027年3月に基準の最終化承認を行うことが予定されている。

4 プロジェクト開始に向けた検討－ISA500シリーズ

IAASBは、2023年12月会議において承認した「2024年から2027年の戦略及び作業計画」において、2025年から、テクノロジーの利用による影響を含め、現在の企業及び監査環境を反映するため、ISA501¹⁵、ISA505¹⁶及びISA530¹⁷の改訂プロ

ジェクトを行うことを予定していた。ISA501に関しては、棚卸資産に関する規定を中心に改訂を行うことが予定されている。今回の会議では、プロジェクトチームから、これまでに行われた情報収集活動の結果識別された、プロジェクトで扱う論点の候補が提示され、ボードメンバーの意見が求められた。

(1) プロジェクトで扱う論点

プロジェクトチームから、論点の概要として以下が示された。

① ISA501

- ・ 企業の経営者及び監査人による棚卸資産に関するテクノロジーの利用の増加への対処
 - 企業が利用する棚卸資産システムの進化による重要な虚偽表示リスクの新たな出現又は変化
 - 棚卸資産の実在性及び状態に関する監査人によるリモート棚卸立会の実施における適切なテクノロジーの利用
- ・ 棚卸資産の実在性と状態に関する監査人の作業の明瞭化又は強化
 - 第三者が保管する棚卸資産の実在性及び状態に関する監査人の責任
 - 棚卸資産の実在性及び状態に関する十分かつ適切な監査証拠の入手における課題

② ISA505

- ・ 確認手続におけるテクノロジーの利用の増加への対処
 - テクノロジーの利用(仲介業者の利用を含む。)が、ISA 505における確認手続に及ぼす影響
- ・ 確認手続に関する監査人の作業の明瞭化又は強化
 - 現在の環境における、消極的確認の利用に対する懸念
 - 確認のみでは全てのアサーションに関する十分かつ適切な監査証拠は入手できないことの明瞭化
 - 確認に対する回答の信頼性に関する課題
 - 確認の実施の必要性に関する検討
 - 未回答及び確認差異に関する監査人の作業の明瞭化

③ ISA530

- ・ 監査サンプリングの利用を促進するテクノロジーの利用の増加への対処
 - テクノロジーによるサンプリングツールの利用が及ぼす影響
- ・ 監査サンプリングに関する監査人の作業の明瞭化又は強化
 - 自動化されたツール及び技法を利用して母集団の全体を分析した場合における例外(Exceptions)の調査に対する監査サンプリングの適用
 - 母集団の設定に関する課題

- 十分なサンプル数の決定に関する課題
- サンプルの抽出に関する課題(非統計的サンプリングの利用を含む。)
- 監査サンプリングにおける逸脱及び虚偽表示の調査に関する課題
- 監査サンプリングにおける調書化に関する課題

上記の提案に対して、ISA501に関して、複数のボードメンバーから、現在のISA501は、棚卸資産が財務諸表において重要である場合には、評価した重要な虚偽表示リスクにかかわらず、棚卸資産の実在性及び状態に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することが求められており、ISA315(2019年改訂)に基づくリスク・アプローチと整合していないため、見直しが必要とのコメントがあった。また、特にISA530に関しては、上記の論点には、本来は監査事務所のメソドロジーで扱うべき事項が含まれているように思われるとのコメントや、基準がプリンシプル・ベースでなくなることがないように留意が必要とのコメントがあった。

(2) 今後の予定

2026年3月にプロジェクト・プロポーザルの承認を行うことが予定されている。

5 プロジェクト開始に向けた検討—テクノロジーに関する品質マネジメント

IAASBは、2024年に、テクノロジーに関する基準のギャップ分析を実施し、その結果、テクノロジーに関する品質マネジメントについてプロジェクトを行うか検討することになっていた。今回の会議で、担当スタッフから、今後の予定について、主に以下の説明があった。

- ・ 以下を目的に、アウトソーシングを含めた情報収集活動を行う。
 - 事務所が、ISQM1¹⁸及びISA220(改訂)¹⁹に含まれるテクノロジー資源に関する規定をどのように解釈しているか理解すること
 - 基準に明示されていないが、事務所が追加で適用している品質マネジメントの原則を識別し、他の利害関係者の意見を得ること
 - IAASBによる追加のサポート(規範性のない公表物の策定等)が、テクノロジーの一貫した利用の促進に役立つか評価すること
- ・ 現段階では、プロジェクトの成果物としては、基準改訂ではなく、規範性のない公表物の策定が適切ではないかと考えているが、最終的には、情報収集活動の結果判断する。
- ・ 2025年12月ボード会議において、情報収集活動の結果が

報告され、次のアクションの検討を行う。

＜注＞

- 1 2021年12月に国際会計士倫理基準審議会 (International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA)において承認された改訂版の「職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)」(IESBA code)では、「Listed Entity」は「公に取引されている事業体(Publicly Traded Entity: PTE)」に改訂されている。
- 2 上場企業及びPIEのプロジェクトの詳細(トラック1及びトラック2の概要を含む。)については、本誌2022年7月号記事「国際監査・保証基準審議会(IAASB)会議報告(2022年3月会議)」を参照のこと。
- 3 国際監査基準(International Standard on Auditing: ISA)
- 4 国際レビュー業務基準(International Standard on Review Engagement: ISRE)2410「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」
- 5 プロジェクトの範囲を変更した背景の詳細については、本誌2025年1月号記事「国際監査・保証基準審議会(IAASB)会議報告(2024年9月会議)」及び2025年4月号記事「国際監査・保証基準審議会(IAASB)会議報告(2024年12月会議)」を参照のこと。
- 6 国際品質マネジメント基準(International Standard on Quality Management: ISQM)
- 7 ISA330「評価したリスクに対応する監査人の手続」

- 8 ISA500「監査証拠」
- 9 ISA520「分析的手続」
- 10 ISA315(2019年改訂)「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
- 11 ISA200「財務諸表監査における総括的な目的」
- 12 IAASBは、2024年3月ボード会議において、監査証拠プロジェクトにおけるISA500の改訂の検討を中断し、監査証拠プロジェクトでの検討内容は、監査証拠及びリスク対応プロジェクトに引き継がれている。したがって、監査証拠及びリスク対応プロジェクトにおけるISA500の改訂案は、2024年3月ボード会議で検討された草案がベースとなる。
- 13 ISA240(改訂)「財務諸表監査における不正」
- 14 国際会計基準(International Accounting Standard: IAS)第34号「期中財務報告」
- 15 ISA501「特定項目の監査証拠」
- 16 ISA505「確認」
- 17 ISA530「監査サンプリング」
- 18 ISQM1「事務所における品質マネジメント」
- 19 ISA220(改訂)「監査業務における品質マネジメント」

*法定監査従事者の必須研修科目
「監査の品質及び不正リスク対応」
研修教材

教材コード J 0 3 0 5 7 8
 研修コード 3 0 0 3
 履修単位 1 単位